



静岡労働局発表  
令和2年6月12日(金)

静岡労働局労働基準部監督課  
監督課長 大和 稔弘  
統括特別司法監督官 森 正樹  
(電話) 054 - 254 - 6352

報道関係者 各位

## 令和元年度(平成31年度)は重大又は悪質事案28件を送検 ～労働基準監督署の監督官による捜査～

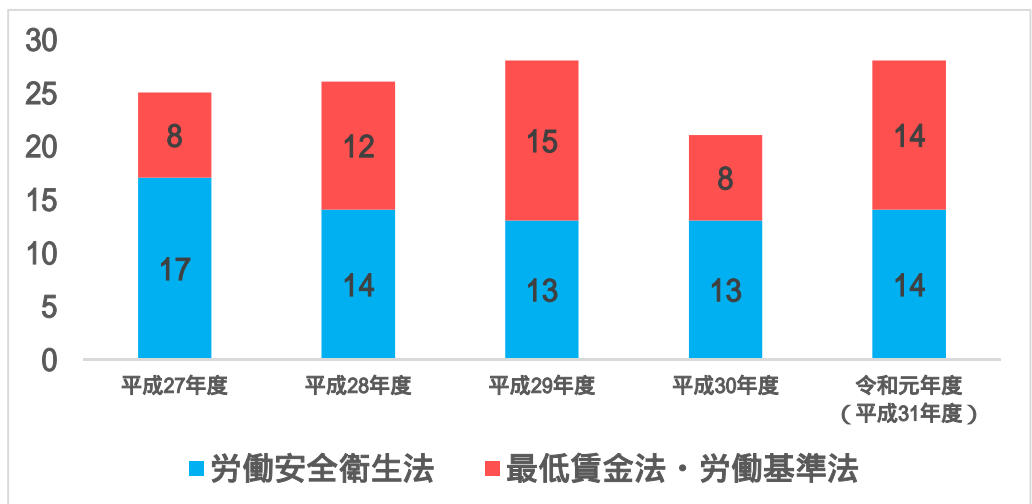
送検件数28件は、前年度から7件増加。  
全送検件数のうち製造業が占める割合が28.6%で最多、次いで建設業が14.3%。

静岡労働局(局長 たに なおき 谷 直樹)では、静岡労働局と管下7労働基準監督署における令和元年度(平成31年度)の検察庁への送検状況を以下のとおり取りまとめました。

送検件数	28件(対前年比 7件増)	
法令別内訳		
最低賃金法・労働基準法違反	14件(対前年比 6件増)	
労働安全衛生法違反	14件(対前年比 1件増)	

労働基準監督署においては、最低賃金法、労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令に基づき、企業に対し、最低賃金額の遵守や賃金の支払等法定労働条件の履行確保、過重労働による健康障害や労働災害の防止のための行政指導を行っており、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、司法警察権限を行使して捜査を行い、検察庁へ送検しています。

1 送検件数の推移



2 業種別・違反法別件数 令和元年度（平成 31 年度）

	業 種						計
	製造	建設	運輸 交通	商業	接客 娯楽	その他	
<b>最低賃金法、労働基準法関係</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>8</b>	<b>14</b>
定期賃金不払 （労働基準法第 24 条、最低賃金法第 4 条）	1		1	2		5	9
違法な時間外労働・休日労働 （労働基準法第 32 条・35 条・40 条）						2	2
賃金不払残業 （労働基準法第 37 条）					1		1
その他					1	1	2
<b>労働安全衛生法関係</b>	<b>7</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>14</b>
作業主任者の未選任等 （労働安全衛生法第 14 条）							0
機械等危険防止未措置 （労働安全衛生法第 20 条）	3	2		1			6
墜落等危険防止未措置 （労働安全衛生法第 21 条・第 31 条）	2	1				2	5
機械の無資格運転等 （労働安全衛生法第 61 条）							0
労災かくし （労働安全衛生法第 100 条）		1					1
その他	2						2
<b>合 計</b>	<b>8</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>10</b>	<b>28</b>

(1) 業種別推移

業種別では、製造業が最も多く 8 件で、次いで建設業が 4 件となっている。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (平成 31 年度)
製 造 業	5	5	8
建 設 業	8	6	4
運輸交通業	2	1	1
商 業	4	1	3
接客娯楽業	3	1	2
そ の 他	6	7	10
総 件 数	28	21	28

(2) 法令別推移

- ・法令別の送検件数は、最低賃金法または労働基準法違反事件が14件、労働安全衛生法違反事件が14件である。
- ・最低賃金法または労働基準法違反事件を内容別に見ると、多い順に「定期賃金不払」が9件、「違法な時間外労働・休日労働」が2件等となっている。
- ・労働安全衛生法違反を内容別に見ると、多い順に「機械等危険防止未措置」が6件、「墜落等危険防止未措置」が5件、「労災かくし」1件等となっている。

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (平成 31 年度)
労働 基準 法 ・ 最 低 賃 金 法	定期賃金不払 (労働基準法第24条・最低賃金法第4条)	8	7	9
	違法な時間外労働・休日労働 (労働基準法第32条・35条・40条)	1	0	2
	賃金不払残業 (労働基準法第37条)	1	0	1
	その他	5	1	2
	計	15	8	14
労働 安 全 衛 生 法	作業主任者の未選任等 (労働安全衛生法第14条)	0	1	0
	機械等危険防止未措置 (労働安全衛生法第20条)	4	4	6
	墜落等危険防止未措置 (労働安全衛生法第21条・第31条)	5	6	5
	機械の無資格運転等 (労働安全衛生法第61条)	2	1	0
	労災かくし (労働安全衛生法第100条)	0	1	1
	その他	2	0	2
	計	13	13	14

(3) 捜査の端緒

捜査を開始する端緒は、最低賃金法または労働基準法違反事件では、14件中8件が告訴・告発によるものであった。

また、労働安全衛生法違反事件では、死亡等の重大な労働災害を端緒とするものが14件中12件であった。

	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度 (平成 31 年度)		
	最低賃金法・労働基準法	労働安全衛生法	合計	最低賃金法・労働基準法	安全衛生法	合計	最低賃金法・労働基準法	労働安全衛生法	合計
告訴・告発	8	1	7	5	0	5	8	0	8
告訴・告発以外	7	1	9	3	1	4	6	2	8
死亡等の重大な労働災害	0	11	14	0	12	12	0	12	12
総件数	15	13	26	8	13	21	14	14	28

### 3 送検事例

#### その1 定期賃金不払

業 種 理美容業

違反条文 最低賃金法第4条第1項

概 略

労働者4名の令和元年9月分の1か月分、労働者1名の同年7月から同年9月までの3か月分の定期賃金について、静岡県最低賃金（当時：時間額858円）に基づき算定された合計金額約40万円を所定賃金支払日である各毎月末日に支払わなかったもの。

なお、労働者の所定賃金は最低賃金額を超える金額であり、不払全額としては約80万円が支払われなかったもので、労働基準法第24条（賃金の支払）違反と最低賃金法第4条第1項（最低賃金の効力）違反の両方が成立し法条競合の関係にあるため、罰則が重い特別法である最低賃金法第4条第1項違反により送検した（最低賃金法違反は50万円以下の罰金、労働基準法違反は30万円以下の罰金）。

なお、現在（令和元年10月3日以降）の静岡県最低賃金は1時間当たり885円である。

#### その2 運転開始の合図未実施

業 種 飼料小売業

違反条文 労働安全衛生法第20条第1号（労働安全衛生規則第104条第1項）

概 略

労働者2名により飼料攪拌機を用いての飼料の混合と配送トラックへの積み込み作業を行っていたところで、機械の運転を開始する際の合図を定めておらず、合図をする者を指名して行わせる措置を講じなかったもの。

被災労働者が飼料攪拌機内にもかかわらず、同僚労働者が機械を起動させた結果、内部にいた被災労働者が攪拌スクリーンに巻き込まれ死亡した。

### 4 今後の方針

静岡労働局及び管下7労働基準監督署では、今後も最低賃金法、労働基準法、労働安全衛生法等の遵守について徹底を指導するとともに、重大・悪質な事案に対しては、積極的に司法警察権を行使するなど厳正に対処していきます。